

原子力発電所の安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から1年が経過したが、今なお収束の見通しが立っておらず、多くの住民が困難な状況に直面しているほか、その影響は全国に広がっている。

さらには、放出された大量の放射性物質による土壌、堆肥、上下水道汚泥などの汚染問題はもとより、原発の安全対策、避難対策について抜本的な見直しが求められている。

こうした中、最も身近で住民の暮らしを守る基礎自治体では、原子力発電所の安全確保や、真に実効性のある防災対策の策定に向けた取り組みを進めているところであるが、もとより、原子力政策は、国策として進められてきたものであり、その事故処理や安全対策は、国の全面的な責任の下に対応しなければならないものである。

よって、国においては、下記事項について、万全の対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1 原子力発電所の安全確保及び実効性のある防災対策の確立について
 - (1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について
 - ア 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、原子力規制庁を早期に設置すること。
 - イ 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。
 - (2) 原子力防災体制の抜本の見直しについて
 - ア 原子力防災指針の見直しについて、早急に検討結果をまとめること。また、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から30kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築に向けた明確な方針を示すこと。なお、地方の地域防災計画策定に際しては、

地方に対し十分な支援策を講じること。

- イ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルートの確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。
- ウ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うこと。

(3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について

- ア 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- イ 原子力発電所等の事故に関する情報について、市町村及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。

(4) 「安全協定」の位置づけの明確化等について

原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制上の位置づけを明確化すること。

(5) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について

安定ヨウ素剤は薬事法で劇薬に指定されており、この度の事故においても国から医療関係者の立会いのもとで服用するように指示が出ている。しかしながら、現地の自治体では混乱が生じたとの報告もあることから、安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、事故検証を踏まえ、薬事法等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。

2 福島第一原子力発電所由来の放射性物質に関する対策について

- (1) 土壌汚染対策として、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
 - (2) 福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む上下水道汚泥、焼却灰、土壌等の一時保管場所及び最終処分場について、実現可能な場所の確保等の対策や、必要な財政措置を講じること。
 - (3) クリアランスレベルにある廃棄物や新基準値以下の農林水産物等にあっては、国の責任において実効性のある風評被害対策を講じること。
- 3 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について
- (1) 広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。
 - (2) 国、県、市町村の役割分担と責任に応じ市町村が行う原子力防災体制の確立や福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質への対応のために必要な財政措置を行うこと。
- 4 原子力発電所立地及び周辺地域における風評被害への対応について
- 福島第一原子力発電所の事故は全国各地の原子力発電所立地および周辺地域において、事故を想定した風評被害を巻き起こしている。こうした風評被害が原子力発電所立地および周辺地域の社会経済活動に深刻な影響を与えることのないよう、国の責任において速やかに実効ある対策を講じること。
- 5 エネルギー政策の明確化について
- 住民の安全・安心を確保するため、わが国における、将来を見据えたエネルギーのあり方について国民的議論を尽くし、エネルギー基本計画等を見直すとともに、責任あるエネルギー政策を早急に明らかにすること。

以上 決議する。

平成24年5月18日

第160回北信越市長会総会